月の拡脱等

後期高齢者医療保険料/第6期 国民健康保険税/第6期 固定資産税/第3期 料/12月分 限/12月25日(水)

ください。 納付は便利な口座振替をご利用 納期限内の納付にご協力ください。

工地・家屋の

ず、翌年度以降も変更・滅失前の や取り壊されていることがわから がないと、 に届け出をお願いします。届け出 家屋が取り壊された場合には早急 中に土地の現況地目が変わったり、 ので、ご注意ください。 ままで課税されることがあります 在の所有者に課税されます。 固定資産税は、 変更となっていること 毎年1月1日 本年

)土地の所有者変更や分筆等

法務局にて移転登記をしてくだ

)登記をしている家屋の所有者変 更や取り壊し

登記をしていない家屋の所有者

法務局へ移転または滅失登記を

変更や取り壊し

◎所有者を変更した場合

を提出してください。 「未登記家屋所有者変更申請書」

必要書類

①未登記家屋所有者変更申請 資産税にて入手できます。 ムページ→暮らし→税金→固定 (税務課窓口または村公式ホー

②売買契約書または遺産分割協議 書の写し

③関係者全員の印鑑証明書の写し

◎取り壊しをした場合

「建物滅失届」を提出してくださ

必要書類

①建物滅失届(税務課窓口または 手できます。 税金→固定資産税にて様式を入 村公式ホームページ→暮らし→

③解体業者の取り壊し証明書 ②建物取り壊しの契約書の写し

④建物が存在したことが分かる写 真および建物が滅失したことが 分かる写真

問合せ先

総務部税務課

してください。 税は、まちづくりや住民の皆さん

住民の皆さんに納めていただく

ていますが、納付いただけていな の暮らしを支える大切な財源です。 場合は、本来の税額のほかに、 い方もいらっしゃいます。 納期限を過ぎても納付されない 大部分の方は期限内に納付され

◎滞納の場合

金を納めていただくことになります。

①督促状を送付 よって滞納処分の手続きを行 の公平を保つため、次の手順に 税に充当することになります。 合、納期限までに納税された方と 何も連絡がなく滞納が続いた場

②電話や文書にて納税を催告、 を徴収 税

③財産調査を実施し、 与・不動産などの財産の差し押 さえを実施 預金 給

④差し押さえた不動産等の公売を ◎納税相談も行っています 行い滞納している税に充当

●問合せ先 ています。お早目にご相談ください

納税に関する相談を随時お受け

納期までに納付が難しいという方は、

警察からのお知らせ

病気や仕事の問題などによって

総務部税務課

飛島村内犯罪状況 (令和元年10月)

延滞

区分 空き巣 忍込み 居空き 事務所荒らし 出店荒らし 10月 0 0 0 3 1 0 3 0 1~10月 区分 自動車盗 ォ -トバイ盗 自転車盗 ひったくり 車上ねらい 10月 0 0 0 0 0 0 2 0 5 1~10月 区分 部品ねらい 自販機ねらい 万引き その他 10月 0 0 1 7 3 0 8 1~10月